

利用上の注意

- 1 この調査は、事業所規模（調査事業所の雇用する常用労働者数）5人以上の事業所についての標本調査である。したがって、調査結果は全事業所に関する統計の推計値であり、標本誤差は避けられない。
- 2 平成22年1月分から平成28年12月分までは、平成19年11月に改定された日本標準産業分類に基づく集計結果としている。
- 3 平成29年1月分からは、平成25年10月に改定された日本標準産業分類に基づく集計結果としている。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。
- 4 「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」は、集計事業所数が僅少のため、各表から削除したが、調査産業計に含めて算定している。
- 5 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した数値と必ずしも一致しない。
- 6 令和4年1月分確報公表時から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。
令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改訂前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
※ 令和6年1月分確報公表時に実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われることから、令和6年1月分確報及び2月分においては、基準年（令和2年）の常用雇用指数は100とはならないことに注意が必要。
※ 令和6年3月分においては、基準年（令和2年）の常用雇用指数が100となるように、令和6年1月及び2月を含む過去に遡って改訂し、改訂後の指数で再計算している。
- 7 事業所規模5～29人の事業所については、6か月毎（1、7月）に3分の1ずつ調査対象事業所の抽出替えを行っている。
- 8 平成30年1月分調査から、調査対象事業所（常用労働者30人以上）の抽出方法が、従来の2～3年に一度行う総入れ替え方式から、部分入れ替え方式に変更された。
この変更に伴い、賃金、労働時間指数とその増減率について、総入れ替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂を行わないこととした。そのため、平成30年1月分以降は、事業所の入れ替え前後で集計結果に段差が生じることとなり、時系列比較（前年同月比等）を行う場合には、留意が必要である。
- 9 令和6年1月分確報公表時に、常用雇用指数及びその増減率は、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（令和3年経済センサス活動調査等）に基づき更新（ベンチマーク更新）した。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその増減率は、過去に遡って改訂している。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年（1月分確報以降）の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
- 10 入職（離職）率とは、前月末常用労働者数に対する月間の入職（離職）者の割合（%）であり、パートタイム労働者比率とは、常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合（%）のことである。
なお、入職（離職）者には、同一企業内での事業所間の異動者を含んでいる。
- 11 実質賃金指数は、現金給与総額指数を徳島市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して100倍し、四捨五入して小数点以下第1位の数値としたものである。